

平成 2 1 年度 第 4 回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成 2 2 年 3 月 1 8 日 ( 木 ) 13 : 30 ~ 15 : 20		
会 場	分庁舎 2階 中会議室		
出席者	会 長 長田 貴 委 員 宮崎 睦雄・竹田 千里・羽田 稔郎・川島 知榮子・小林 正美・ 上田 利重子・高橋 順子・安宅 桂子・磯森 健二  事務局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏・寺本 慎児・木野 隆・細井 洋海・山田 弥生 明石 典子		
会議の公表	公 開	非公開	部分公開
	< 非公開・部分公開とした場合の理由 >		
傍聴者数	1人		

1 議題

- (1) 平成22年度芦屋市地域包括支援センター等の体制について
- (2) その他

2 資料

- 資料 1 平成 22 年度の体制について(案)
- 資料 2 平成 21 年度 芦屋市地域包括支援センター事務調査結果について
- 資料 3 地域包括支援センターの業務評価
- 資料 4 介護予防支援業務の委託について

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告, 説明し, 委員に意見聴取し, 承認を求める。

開 会

- (1) 平成22年度芦屋市地域包括支援センター等の体制について

(事務局 寺本) 資料1について説明。

(上田委員) 平成 22 年度の地域包括支援センターに配置される兼務職員について詳細は決まっていますか。

(事務局 寺本) 基本的には, 法人に委ねています。本来は 1 名配置としたいところですが, 財源についても, 給付費の 3%以内と限界があります。予算額と照らし合わせて, 0.5 名とすることで職種についても法人内で決めていただき, 業務については, スーパーバイズ機能を持たせていただくようお願いしています。

(上田委員) 法人に委ねるということですが, 現場の職員が 0.5 名を活かせるような状況になっているのでしょうか。予算の確保をしても, 現場の職員に還元できないという懸念は無いのでしょうか。

(事務局 寺本) 1 名配置で考えていましたが, 結果的には 0.5 名となっています。兼務

職員を現場でどのように活かしていくのかが、22年度の課題になるかと思えます。また兼務職員について、どのようなかたを配置するかを全ての法人からお聞きしておりませんが、例えば併設する居宅介護支援事業所のケアマネジャーが兼務職員として配置されるということも聞いております。0.5名の配置につきましては、行政としても委託料に上乗せしますので、年度末には、0.5名の職員がどのように機能して、どのように活かされたかについて評価をしたいと考えています。例年、事務調査を実施しておりますので、そこで評価していきたいと考えております。

(小林委員) 3点ほどお聞きします。

22年度の体制について、2か所の在宅介護支援センターの廃止に伴い、計画との整合性もあると思うのですが、今後増加していく高齢者数に対応するために地域包括支援センターの職員配置について、方向性が決まっていれば教えてください。権利擁護支援センターが設置されることで、地域包括支援センターの権利擁護支援業務について、どのような役割分担となるのかをお聞きしたいと思います。また、行政内のトータルサポート体制について、前向きで横断的な良い発想であると思います。では、その体制を地域包括支援センターの業務の中で、どのタイミングで活用していけば良いのかについて、イメージされていることがあれば教えてください。

(事務局 寺本) 1点目ですが、芦屋市内の高齢者数は、現在約21,000人で、山手圏域が9,500人、精道圏域が7,500人、潮見圏域が4,000人です。

山手圏域は、2か所の支援センターが9,500人を担当しています。精道圏域については、7,500人を1か所の支援センターが担当していますので、精道地域包括支援センターにつきましては、他の支援センターと委託金額等で配慮しています。また潮見圏域ですが今後、町が広がり人口も増えていきます。高齢化率も高くなっていく地域ですので、今年度は、今回お示ししている体制ですが、23年度以降それぞれの圏域の状況を勘案して、検討していきたいと思えます。権利擁護支援センターにつきましては、全国的に見ても初めての取り組みです。全国には、成年後見機能を備えたセンターはありますが、その機能も含めた権利擁護支援センターとなります。23年度には西宮市でも開設されると聞いています。地域包括支援センターの権利擁護業務とのすみわけですが、実際に動かしてみないと分からないとは思いますが、これまで地域包括支援センターが担っていた権利擁護支援業務についてつまづいていた法律の専門的な部分のサポートやどこにつないだら良いのか分からないといったことについて、解消に結びついていかなければ設置の意味がありません。ですので、実際の支援をしながら、役割は、より明確になると思っています。また、行政内トータルサポートですが、行政内でも初めての試みです。例えば、高齢者の問題として高年福祉課の窓口で一旦受け止めますが、複合支援ニーズを抱えていた場合は、障がい部門やこども部門と関係のある部署の担当者が即座に集まって、課題解決に向けて検討していくということです。今までは、それぞれの窓口に行ってもらっていたことを、利用者の方に寄り添って、職員の方から集まって対応していく体制を築いていきたいというイメージを持っています。

(宮崎委員) 地域包括支援センターが、半官半民ということであれば、財源に制限があるとのことですが、やはり組織として業務の担当に主務者と副務者とい

うように全ての職種について複数配置にすることによって、職員のかたがバーンアウトされた時に、業務が滞ることがないと思います。そのように組織作りをしていくことが理想形だと思います。先を見て考えていただけないかなと思います。

(長田会長) 浜風と打出の在宅介護支援センターについて業務終了と言われましたが、それは計画の中で予定されていたことなのか、予定外であったのか、また今後そのようなことが起きる可能性も出てきます。それについて、どのように考えておられるのかを教えてください。また、基幹的業務に介護支援専門員に対する研修とありますが、柔軟に考えた時に、3 職種のかたに対する研修や合同研修等も検討されてるのかどうかも聞かせてください。また行政内のトータルサポート体制について、行政内部で議論されている中で課題があるのかも聞かせていただきたいと思います。

(事務局 寺本) 在宅介護支援センターについては、予定外のことです。委託契約ですので、当然法人内部でいろいろな課題もあると思います。今回のことで、今後はこのようなことも想定しなくてはいけないことを改めて認識いたしました。ただ、今後高齢者が増加するという実情があり、給付費も増えていくことが予測されます。地域の中での支援センターの役割について、法人の中で、業務を受託することが、どれだけ法人に貢献度が高いのか、また地域の中でそれが認知されること、その土壌を作っていくことが必要だと思います。平成 18 年度から始まったこの制度は、地域のより身近な相談窓口があるということで、高齢者にとって安心感があると思いますので、それは絶対にゆがめてはいけないと思います。また現在、地域密着型サービスの整備を進めています。将来的に地域密着型サービスの施設が、地域包括の役割を担う可能性も出てくるかもしれないですし、今後はそのようなことも視野に入れて考えていきたいと思います。

(羽田委員) 打出と浜風の高齢者生活支援センターの廃止ということですが、我々がお聞きするのも初めてで、広報あしやに掲載されているだけです。該当される地域住民に対する周知はどのようになされているのですか。また、業務終了については、発展的な終了なのか消極的な終了なのか、過程や理由について説明がないと市民として冷たい印象を受けるのではないですか。市民としては血の通った情報伝達の方法があるのではないかと思います。また、受け入れる支援センターの方も対策や豊富もお聞きできたらと思います。本日お聞きできなければ、次年度にお願いしたいと思います。

(川島委員) 私も市民委員として、平成 18 年度当初は、市民の身近な相談窓口として、どのように周知していくかが課題でしたし、その後から現在まで、住民の間でかなり周知が進んできたと思いますので、今回の業務終了のことについては、非常に大切に受け止めて、取り扱っていただけたらと思います。

(長田会長) ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。事実として避けられない状況であったと理解はしています。しかし現在 6 か所ある支援センターが 4 か所となるわけです。それに対して、行政がどのように対応していくのか、今後も同様のことが起こる可能性があるわけです。マンパワーの問題なのか、現場の課題について、法人に対して所管課がどう介入できるのか、説明もありましたが、そこがとても大切だと思います。高齢者支援が後退しないように、市民の意見を生かして利用者が安心して生活

できるように、体制を作っていくことが大切であると思います。今回のお話を大事にして、中長期的な体制づくりに留意していただきたいと思います。タイミングの問題もあったとは思いますが、運営協議会の協議事項として大切なことだと思いますので、報告だけでなく、今後も、協議できるようお願いします。

## 2 その他

「平成 21 年度 地域包括支援センター事務調査結果について(資料 2)」

「地域包括支援センターの業務評価(資料 3)」について説明。

(安宅委員) 自己評価について、ずいぶん「A」「B」ランクが増えたと思います。地域包括支援センターのかたがとてもがんばっておられるので、窓口が 6 か所から 4 か所になることで、その影響が職員のかたにでないかと心配です。私たち会員も、何かあればすぐに紹介していますから、社会福祉協議会が業務の一部を担っていくにしても、やはり大変な思いをされるのではないかと思います。支援センターのみなさんを頼っていますので、みなさんがバーンアウトしないように願っています。

「介護予防支援業務の委託について(資料 4)」について事務局より説明。

(長田会長) ただいま、説明された内容について承認いただけますでしょうか。

全員一致で承認。

では、議事が全て終了しましたので、本協議会を終了いたします。  
ありがとうございました。

次回は、会長と日程調整後の開催とする。

閉 会